

令和5年度 第2回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和5年12月5日（火）16時30分開会
恵庭市民会館 視聴覚室

令和5年度 第1回 恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

令和5年12月5日（火） 16時30分～17時00分

2. 会場

恵庭市民会館 視聴覚室（恵庭市新町10番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（8名出席）

（1）公益代表

武藤 光一（会長）、石井 美季（会長代行）、生本 富士代

（2）被保険者代表

城生 康裕、神田 美佐子、大貫 司

（3）保険医又は薬剤師代表

貝嶋 光信

（4）被用者保険等保険者代表

佐藤 浩之

【事務局（恵庭市）】

保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、国保管理担当主査、国保給付担当主査

4. 議事録署名委員

神田 美佐子（公益代表）、貝嶋 光信（被保険者代表）

5. 審議事項

報告第1号 恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

報告第2号 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について

協議事項 令和6年度国民健康保険税率について

6. その他

報告説明 療養給付費の財源不足の見込による予算の補正について

1. 開会

○保健福祉部次長

本日は何かとご多用の中ご出席頂きまして、ありがとうございます。私は保健福祉部次長の茅野です。只今より、国民健康保険運営協議会を開催致します。なお、本日は青山委員、島田委員より欠席のご連絡を頂いております。また、石井委員からは少し遅れるとの連絡を頂いております。

2. 部長挨拶

○国保医療課長

それでは、協議会の開催にあたり、伊東保健福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

○保健福祉部長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市政全般及び国民健康保険事業に対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことにつきまして、この場をお借りして改めて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今日の運営協議会でございますが、次第のとおり報告が2件と協議事項ということで出させて頂いておりますが、そのうち協議事項について、先月15日に、北海道より、仮係数による令和6年度国保事業費納付金が示されたことを受けまして、本市における令和6年度の国保税率について、ご協議をお願いするところでございます。

北海道全体の医療費総額は若干の減少傾向にあるものの、国民健康保険加入者はそれを上回る減少をしているということで、加入者一人あたりの医療費は増加傾向となっております。今後の動向が推測しづらい状況が続いております。そのような中で、令和6年度におきましては、それらを踏まえた国保税率の設定が必要となってまいります。本日は委員の皆様から、忌憚の無いご意見を伺いまして、令和6年度予算編成に着手したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後につきましても被保険者の皆様に公平で公正な保険制度運営に努めていく所存でございますので、引き続き委員の皆様のご理解ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども運営協議会開催にあたってのご挨拶とさせて頂きます。本日はよろしくお願い致します。

3. 会長挨拶

○保健福祉部次長

続きまして、武藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

○武藤会長

それでは、国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席頂きまして誠にありがとうございます。
本日は、令和6年度国民健康保険税率についての協議でございます。

次年度の税率検討をするにあたり、北海道へ納める国保事業費納付金及び標準保険税率について、北海道より仮係数による通知がありました。それを基に計算をした来年度の保険税率案について事務局より説明がありますので、委員各位の慎重なご協議をお願い致しますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○保健福祉部次長

どうもありがとうございました。それでは、これ以降の進行は、運営協議会規則第5条の規定により、議長が会長を行うこととなっておりますので、よろしくお願い致します。

4. 議事録署名委員の選任

○武藤会長

それでは、早速、協議に入りますが、恵庭市国民健康保険運営協議会規則第11条の規定により、議事録署名委員2名を置くことになっております。議事録署名委員は、私からご指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと聞こえましたので、そのようにさせていただきます。

それでは指名させていただきます。神田委員、貝嶋委員を議事録署名委員に決定致します。よろしくお願い致します。

5. 議案等審議

報告第1号 恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

○武藤会長

それでは、これより議案審議に入らせて頂きます。報告第1号、恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

○国保医療課長

それでは、報告事項であります恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について、ご

説明をさせていただきます。なお、説明は国保医療課国保管理担当主査から説明致します。

○国保医療課管理担当主査

国保管理担当主査の田中と申します。

この度の改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月1日から出産被保険者の産前産後期間における国民健康保険税の免除措置が講じられることから、恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、出産する被保険者に係る産前産後期間、計4カ月分の国民健康保険税所得割及び均等割額を軽減するというものになります。

減免月数のイメージにつきましては、机上配布した資料の下部にある図をご覧ください。申請につきましては、被保険者本人からの申請を基本としておりますが、職権による適用も想定しているところでございます。

本条例の改正案につきましては、令和5年第4回定例会最終日に提出を予定しており、令和6年1月1日からの施行を予定しているところでございます。

説明は以上です。

○武藤会長

ありがとうございます。それでは報告第1号について、質疑がございましたら発言お願い致します。

<発言者なし>

それでは、質疑が無いようですので報告第1号は以上となります。

報告第2号 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の骨子について

○武藤会長

続きまして、報告第2号、第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の骨子について、事務局より説明をお願いします。

○国保医療課長

それでは報告事項であります、第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の骨子について、国保医療課国保給付担当主査からご説明致します。

○国保医療課給付担当主査

国保給付担当主査の斉藤と申します。よろしくお願い致します。

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の骨子についてご説明させていただきます。次期データヘルス計画等の策定についてですが、現在のデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画は、平成30年度からスタートしておりまして、今年度をもって計画期間が終了となることから、今回のデータヘルス計画等の目標について評価するとともに、健康課題を整理のうえ、国民健康保険に加入している市民の方、一人ひとりが健康寿命の延伸に向けた健康管理に取り組むことができるよう第3期データヘルス計画等を策定しているところでありまして、事前にお配り致しました冊子が骨子になりますので、ご報告をさせていただきました。

骨子の概要については、別紙資料の1にまとめております。この中での健康課題として、新たに判明した課題としましては、生活習慣病の重症化による入院の割合が高い、男性のメタボ該当者が多い、男性のBMI・空腹時血糖の有所見者数が多い、ALT、収縮期血圧、拡張期血圧、LDLコレステロールの有所見者が多いという課題がありました。こういった課題を踏まえまして、第3期データヘルス計画で、健康寿命、重症化予防を進めていく形になります。

計画の骨子についてですが、別紙資料2になります。この中の構成として、現行のデータヘルス計画に係る考察を、第2章にまとめております。続いて、恵庭市の健康・医療情報等の分析に基づく健康課題の抽出については、第3章でまとめております。続きまして、次期データヘルス計画の目的・目標につきましては、第4章から第9章までにまとめてあります。最後に、特定健康診査等実施計画に係る、現行計画の考察と次期計画における実施方法等については、第10章でまとめております。

最後にスケジュールとしまして、令和5年8月9日から11月までのものは前回ご説明させて頂いた資料と同じになりますが、今後につきましては、明日12月6日の厚生消防常任委員会に骨子を報告させていただきます。1月上旬から2月上旬にかけてはパブリックコメントを実施し、2月に再度運営協議会が開かれる予定ですのでこちらで諮問をさせていただきます。最後に、3月の再度厚生消防常任委員会に報告をさせて頂く形となります。計画の骨子についての説明は以上となります。

○武藤会長

ありがとうございます。只今報告第2号について説明頂きました。報告第2号について、質疑がございましたら発言をお願いします。

○佐藤委員

骨子の中で、文字が赤書きであるとか青色であるとか緑色であるとかがありますが、何か意味があるのでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

これは事務上の都合で色付けさせて頂いたもので、最終的には文字は全て黒色になります。

○佐藤委員

変更があった部分という意味でしょうか。

○国保医療課給付担当主査

保健師と栄養士と私の方で、打合せをしている時に変更があった部分を色付けし、誰が変更したかが仮にわかるようにしていたものです。

○佐藤委員

変更のある部分として理解してよろしいのでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

はい。変更をした後のものになっています。

○武藤会長

他に質疑はございませんか。

<発言者なし>

それでは質疑が無いようですので、報告事項については以上となります。

協議事項 令和6年度 国民健康保険税率について

○武藤会長

続きまして、協議事項、令和6年度国民健康保険税率について、事務局より説明をお願いします。

○国保医療課長

それでは、協議事項であります令和6年度国民健康保険税率について、ご説明させていただきます。説明は国保医療課国保管理担当主査から説明致します。

○国保医療課管理担当主査

それでは、協議資料として事前配布しておりました令和6年度国民健康保険税率に

ついて、ご説明させていただきます。

まず、項目1番目の、令和6年度 国保事業費納付金の試算結果についてからご説明をさせていただきます。

国民健康保険制度は、平成30年度より広域化がなされ、財政責任の主体は北海道となっているところです。令和6年度の予算編成は広域化がなされてから7度目の予算編成ということになります。

広域化後の国保税率は、北海道から示された国保事業費納付金を支払うことができる税収を確保することが条件であり、これは北海道から示される標準保険税率を参考に設定することとされております。

先日11月15日に、国の予算編成に基づく現時点における係数、いわゆる仮係数により設定した、令和6年度国保事業費納付金が北海道より示されましたので、これに基づいた令和6年度の本市における、国保税率の案についてお示しを致します。

(1) の、国保事業費納付金の試算結果をご覧ください。

令和6年度に本市が北海道へ支払う国保事業費納付金は約16億2,100万円と試算されておりまして、令和5年度の確定納付金と比較しますと、1,013万円の増額となっているところです。

増額となった要因と致しましては、北海道全体の総医療費は緩やかに減少しているものの、高齢化等の影響による被保険者数の大幅な減少によって、一人あたりの医療費が増加傾向となっていることから、納付金も増額となりました。

本年度の算定について、昨年度と大きく変わった部分としましては、 $\alpha = 0$ の適用がございます。この α 値とは医療費水準を示したものであり、 $\alpha = 0$ とは、医療費水準を加味しないということを意味するものであります。

これは簡単に申しますと、これまで医療費が多くかかっている自治体は、その分納付金額に加算されてきたというのですが、国や北海道の方針により、今後は全道での保険料統一化に向けて、医療費が多い自治体も少ない自治体も、同じように負担をしていくこととされております。

なお、これまでの恵庭市の状況としましては、医療費が平均よりも若干高かったため納付金に上乗せがされてきた経緯がありますので、この算定方法の改定によりまして、納付金額としては減少の要因となっているところす。しかしながら、先ほどのご説明のとおり、全道の一人当たり医療費が増加していることなどから、納付金総額としては大きく増加したという結果になっております。

次に、(2)の標準保険税率の試算結果をご覧ください。

北海道が示した納付金を納めるために必要な税収から算出された標準保険税率と、それを当市の応能・応益割合に合わせて再計算致しました市町村算定方式と、現行の税率をそれぞれ比較したところ、大きな差異は見られませんでした。

なお、本日机上に追加配布した資料は、道の示した納付金や標準税率がどのように

決定されているかを簡単に示したものになりますので、後ほど参考として確認を頂ければと思います。

次に、資料裏面をご覧ください。

項目の2、令和6年度 国民健康保険税率改正についてですが、当市の現行税率における令和6年度の賦課総額見込みは、約13億6,541万円となっており、道が市町村算定方式を基に推計した賦課総額見込である13億5,256万円よりも約1,285万円の増額が見込まれているところです。

令和6年度においても、被保険者数の減少や個人所得の変動といった不確定な要素がございますが、現時点における推計については、北海道への納付金は増額となりますが、税率を引き上げなくても、令和6年度における国民健康保険事業費納付金の納付に必要な税収は確保できるものと考えております。

以上の検討結果から、令和6年度におきましては現行税率のまま据え置くこととしたいと事務局では考えております。

なお、今後につきましても令和12年度に実施が予定されている国保税率の全道統一化に向けた動静や、全国的な傾向である被保険者数の減少といった社会情勢の変化にも注視していきながら、適宜、国保税率について運営協議会へお示ししたいと考えているところです。

次に、項目3番目の、保険税課税限度額の改定案についてでございます。

国民健康保険の法定課税限度額は地方税法施行令によって決定されており、令和5年3月31日付の改正で、後期高齢者支援分が20万円から2万円引き上げて22万円に決定されているところです。

本市においては、国の1年遅れで条例改正を行っていることから、令和6年度より、国の規定に合わせた上限額に改正をするものであります。

なお、この改正による影響額については、現時点での課税限度到達世帯数から推計致しますと、94世帯が対象になりまして、約188万と推計しているところであります。

1年遅れでの改正の是正については、委員の皆様方からもご意見を頂いているところであり、令和12年度からの保険料統一化の関係や早期に国の規定に合わせた改正をすることについては北海道からも打診もあることから、早期の解消が必要なものと認識しているところでございます。

国保の負担については料方式と税方式とがあり、料方式は告示で改正対応できますが、恵庭市で採用しているのは税方式であるため、議会の議決が必要となります。現在、他市で行われている様々な事例について調査を重ねているところでありまして、条例の改正によって国の規定に自動対応させるといったケースもあったことなどから、今後研究をしたうえで協議会にもお示ししていきたいと考えているところであります。

資料の説明は以上となります。

今後の予定であります。現在、今回示された納付金額を基に、現行の国保税率を据え置いた形で令和6年度予算編成を進めておりまして、年内には概ね完了をする予定であります。

北海道から年明け1月中旬に北海道から確定係数による納付金額及び標準保険税率が示されることから、示された数値に大きな差が無い場合は、そのまま予算案として3月上旬に改めてこの協議会でお諮りしたいと考えております。

また、保険税の課税限度額については、令和6年第1回定例会に条例改正案を提出する予定となっております。

令和6年度の国保税率についての説明は以上となります。

○武藤会長

ありがとうございます。それでは、只今の令和6年度国民健康保険税率について、質疑がございましたら発言を願います。

○佐藤委員

説明ありがとうございます。保険税の限度額の改定案について、今後の状況も含めよくわかりました。6年度についても10月に行われた社会保険審議会の医療保険部会において、後期高齢者支援分が2万円また上がるということで、このところ3年連続で上がっております。後期高齢者については今後も右肩上がりで上がっていくと思います。それとリンクしているかはわかりませんが、この傾向は当面は続いていく可能性が高いと思います。そうすると、改定の無い年に上げることも一つの手だとは思いますが、ずっと続くとどこで改定をするのか、そこも含めてご検討頂いているとは思いますが、そこも含めてご検討頂いた方がよろしいのではないかという感想を持ちました。以上です。

○武藤会長

他に質疑ございませんか。

<発言者なし>

ありませんようですので、協議事項、令和6年度国民健康保険税率については承認されました。ありがとうございます。

6. その他

○武藤会長

それでは、審議事項は全て終わりましたが、事務局から何かございますか。

○国保医療課給付担当主査

私の方から2点ほどご説明したいことがありまして、お時間を頂きたいと思います。

まず、机上配布させて頂きました書類ですが、恵庭市国民健康保険給付事業実績について、今年の9月に郵送をさせて頂いた書類と似ているものになりますが、前回の第1回運営協議会において質疑のありました給付事業について、資料をまとめたものを郵送させて頂きました。記載内容については、表面の上から3つ目の特定健診について、特定保健指導についての法定報告値が確定致しましたので、令和4年度数値を変更したものを机上配布とさせて頂きました。

特定保健指導の積極的支援については若干数値が下がったのですが、特定健診と動機付け支援につきましては、法定報告値の結果数値が若干上がっております。

もう一点であります、療養給付費の財源不足の見込みがあったことから予算の補正をさせて頂きました。こちらについて資料はございませんが、報告とさせて頂きます。第4回定例市議会が11月22日から開催されておりますが、国保特別会計の療養給付費につきまして、補正予算の議案を提出し、可決されました。

理由としましては、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、医療機関への受診動向が変化したこと等によりまして医療費が増加したことが原因の一つであります。それにより当初見込んでおりました医療給付費に不足が見込まれることから、予算を補正したものでございます。当初、約40億円の療養給付費を計上しておりましたが、2億円増額補正しまして、42億円としております。

当初予算の積算根拠としましては、令和2年度より令和4年度までの療養給付費の支出額を基に積算しております。

9月の療養給付費支払い時点におきましては、執行率が50%を超過したこと、昨年と比較しまして、100%を超過している月が5か月あり、今後の支出見込も、冬期間ということもあり昨年よりも5%程度多くなると推測致しまして、歳入歳出双方の予算を補正しております。

以上です。

○武藤会長

ありがとうございました。事務局他にはございませんか。無ければ、以上をもちまして本日の審議を終了させて頂きたいと思います。

各委員の皆様のご協賛と議事運営に対するご協力に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。